

農業所得収支内訳書の作成説明会

税務課

確定申告などでの農業所得の計算は、自身で収入と支出を計算し、収支内訳書を作成することになります。市では、収支内訳書（平成30年分）の作成説明会を開催します。※収支内訳書は、申告時までに作成

してください。未作成の場合は、申告受付ができず、再来場が必要となる場合があります。自身での作成が困難な場合は、説明会へ参加ください。■持ってくるもの：平成30年中の収入と経費が確認できるもの（通帳、

領収書など）、固定資産税納税通知書、計算機、筆記具
※事前に領収書などの計算をして来場ください。
問 市税務課住民税係（☎28-7562）

■場所（対象地区以外の日時でも参加できます）

【甘木地域】ピーポート甘木2階 第4・第5学習室

日時	対象地区
1月15日（火）	9時30分～ 上秋月、秋月、安川
	13時30分～ 福田、高木
1月16日（水）	9時30分～ 立石、馬田（牛木、千代丸、馬田）
	13時30分～ 甘木、金川
1月17日（木）	9時30分～ 蜷城、馬田（上浦、下浦、草水、中原）
	13時30分～ 三奈木、美奈宜の杜

【杷木地域】らくゆう館2階 視聴覚室

日時	対象地区
1月21日（月）	9時30分～ 大山、穂坂、林田、東林田、西林田、新浜、白木、上池田、下池田、杷木上町、東町、中央通、西町、下池田住宅、志波上町、志波中町、下町、宮舟
	13時30分～ 高山、志波原鶴、塚原、尾迫、梅ヶ谷、道目木、平榎、松葉、政所、笹尾、杉馬場
1月22日（火）	9時30分～ 古町、久喜宮上町、久喜宮中町、新町、久喜宮原鶴、若市、上げ、杷木古賀、寒水、浜川
	13時30分～ 池ノ迫、星丸正信、瀬ノ口、立、真竹、小河内、松末本村、石詰、中村、乙石、赤谷

【朝倉地域】朝倉地域生涯学習センター2階 会議室1

日時	対象地区
1月23日（水）	9時30分～ 恵蘇宿、山田、菱野、三島、久重、下古毛1・2組
	13時30分～ 下古毛3組、山後、上須川、尾西、来光寺、長安寺、下須川、八坂、立野
1月24日（木）	9時30分～ 中宮野、落合、下町、上比良松、下比良松、新道、烏集院、入地中町、東中町、多々連、西入地、東入地、田中、東長洲、西長洲
	13時30分～ 上寺、上の原、乙王丸、善光寺、十文字、三寺、中央、小塚、大角、余名持、立出、石成

保険税（料）納付額証明書を交付

保険年金課

介護サービス課

確定申告・市県民税申告が必要で、平成30年中に納付書と口座振替で納めた国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の納付額証明書を、1月中旬に送付します。

納付額証明書は、確定申告や市県民税申告で社会保険料控除を行う場合に必要となります。なお、会社などの年末調整で、すでに控除を受けている分は使えません。

年金天引きで納付している場合は、日本年金機構から送付される「公的年金等の源泉徴収票」に、納めた額が記載されています（遺族年金・障害年金から天引きの場合は、1月下旬に納付額証明書を送付します）。年金から天引きされた保険税（料）の控除は、天引きされた本人のみが控除を受けることができます。

問 市保険年金課（☎28-7558、☎28-7557）または、市介護サービス課（☎28-7585）

平成29年7月九州北部豪雨 災害公営住宅補充入居者の募集

都市計画課

入居申し込みの取り下げなどで、空家が生じた場合の補充入居者募集を行います。
※災害公営住宅等入居にかかる第3次意向調査での申込者は、申込不要。
■申込資格
①災害により滅失した住宅に居住していたこと
②入居する世帯全員の月間所得が規定内であること など

※申込資格、必要書類など詳細は、募集案内をご覧ください。
■抽選会：2月下旬（予定）
■募集案内配布・申込期間：1月4日（金）～25日（金）
■募集案内・申込書配布および受付場所
市都市計画課住宅係（本庁2階）、朝倉・杷木支所市民窓口係（1階）
問 市都市計画課住宅係（☎28・7582）

危険ブロック塀等の撤去費補助

都市計画課

市では、地震による倒壊防止や避難経路確保を目的とし、危険ブロック塀等の撤去工事等を行う場合に、予算の範囲内で費用の一部を補助します。
■補助額：対象工事費の2分の1以内（上限10万9千円）
■条件
・着工・契約前であること
・高さが1メートル以上あること

・通学路などの道路に面しているブロック等であること
・耐震診断が40点未満であること
・2月末までに完了実績報告書の提出ができること など
※ほかにも条件があります。詳しくはお問い合わせください。
■受付場所：市都市計画課（本庁2階）
問 市都市計画課（☎22・1115）

平成29年7月九州北部豪雨・平成30年7月豪雨 豪雨災害における中小企業復興支援

商工観光課

市では、平成29年7月九州北部豪雨および平成30年7月豪雨で被災した中小企業等の支援策として、次の各種融資・貸付制度を受けた事業者を対象に利子の補給を行います。

（3）《商工組合中央金庫災害復旧貸付制度》：利子のうち0・9割分
※利息低減措置がある場合は、当該部分を除く
（4）《小規模企業共済災害時貸付》：利子のうち0・7割分
※融資窓口は商工組合中央金庫

■利子補給金額：毎年1月1日から同年12月31日までの間に支払った利子の全部または一部
■補給期間：融資実行から最大5年間
※5年に満たない場合は、当該償還期間分
※制度により内容が異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

■必要書類：①補助金交付申請書 ②滞納がない証明書 ③償還表（返済予定表の写し（当初または契約内容に変更がある場合のみ） ④金銭消費貸借契約書の写し（当初または契約内容に変更がある場合のみ） ⑤補助金交付請求書
■申込締切：毎年、補給対象期間終了後最初の3月末日の開庁日「平成30年支払分は、平成31年3月29日（金）まで」

■対象融資・貸付および利子補給率
（1）《福岡県中小企業振興資金制度》
①緊急経済対策資金「知事指定災害分」：利子のうち1割分
②緊急経済対策資金「特別融資枠」：利子のうち0・9割分
（2）《日本政策金融公庫災害復旧貸付制度（中小企業事業・国民生活事業）》：利子のうち0・9割分
※利息低減措置がある場合は、当該部分を除く

■受付場所：市商工観光課（朝倉支所1階）
※必要書類の①⑤の様式は、市ホームページでダウンロードできます。詳しくは、お問い合わせください。
問 市商工観光課（☎28・7862）

市営住宅入居者の募集

都市計画課

空家が生じた場合の補充入居者募集を行います。
※平成29年7月九州北部豪雨による被災者を優遇する場合があります。
■募集案内配布・申込期間：1月4日（金）～25日（金）
問 市都市計画課住宅係（☎28・7582）

■募集案内・申込書配布および受付場所：市都市計画課住宅係（本庁2階）、朝倉・杷木支所市民窓口係（1階）
問 市都市計画課住宅係（☎28・7582）

下水道排水設備工事責任技術者および指定工事店の登録・更新

下水道課

市内で排水設備工事を行うためには、責任技術者および指定工事店の申請が必要です。登録は、4月1日から通常5年間です。
■受付期間：2月1日（金）～15日（金）
■受付場所：市下水道サービスセンター（本庁5階）

効期限が平成31年3月31日までの人は、※事前に福岡県排水設備工事責任技術者更新講習会の受講が必要。

●責任技術者
■新規登録要件：平成30年度「福岡県下水道排水設備工事責任技術者試験」に合格していること など
■更新登録要件：責任技術者証の有効期限が平成31年3月31日までの人

●指定工事店
■新規・更新登録要件
①福岡県内に排水設備工事の施工ができる事業所を有すること
②朝倉市に登録された責任技術者が1人以上専属していること など
※詳しくはお問い合わせください。
問 市下水道サービスセンター（☎22・1119）

就学援助制度・特別支援教育就学奨励費

教育課

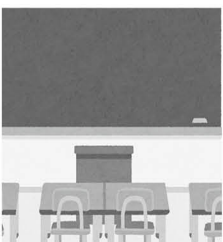
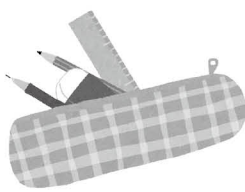
【就学援助制度】

学用品費（筆記用具等）や給食費、修学旅行費の一部を援助する制度です。
■対象：朝倉市立の小中学校に在学する児童生徒または、市内に住所を有し市外公立の小中学校もしくは義務教育学校に在学する者のうち、経済的理由で就学困難な児童生徒の保護者
■申請方法：平成31年度分を申請する場合、4月以降、学校が指定する期限までに学校へ申請書を提出（申請書は学校にあります）。
※年度途中で家庭状況に変更が生じた場合は、随時申請することができます。

【特別支援教育就学奨励費】
特別支援学級に在籍する児童生徒を対象に、学用品費や給食費、修学旅行費の一部を援助する制度です。
■対象：朝倉市立小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者（就学援助受給者・辞退者は対象外）。
■申請方法：平成31年度分を申請する場合、5月以降、学校が指定する期限までに学校へ申請書を提出（申請書は学校にあります）。
■認定方法：世帯全員分の所得審査をもとに、教育委員会が支払い区分を決定します。区分により、支給する費目と金額が決定します。

※区分認定後の請求には、学用品や通学用品（靴など）を購入した領収書の原本が必要です。
問 市教育課（☎22・2333）または各学校

認定方法：世帯全員分の所得を審査し、教育委員会が定める認定基準をもとに決定。



住宅再建プロジェクトチームから 住宅再建に向けた個別相談会

住宅再建に係る各種再建支援制度や資金返済計画について、個別相談会を行います。1組あたり1時間程度の相談時間を要しますので、相談を希望する人は、できる限り事前に予約をお願いします。

また、年収が分かる書類（所得・課税証明書など）や、再建費用が分かる書類（見積書など）を持っている場合は、相談会に持参してください。

■日時・場所

- ① 1月10日（木）10時～16時、らくゆう館 2階研修室1・2
- ② 1月26日（土）10時～16時、ピーポート甘木 2階 第7学習室

※2月は、13日（水）朝倉生涯学習センター、23日（土）らくゆう館での開催を予定。

問 市都市計画課（☎ 28-7582）

空き家バンク相談会も
個別相談会の同日時・同会場で行います
空き家の購入や賃借を考えている人、空き家の所有者で今後の活用を検討している人も気軽にご相談ください。

問 市ふるさと課（☎ 28-7603）



災害後のこころのケア ミニ講演会・相談会

災害によるストレスやさまざまな感情は、自分でも気づかないうちに、家族や友人との人間関係に変化をもたらす、食習慣の変化や飲酒量の増加など、体調に影響が出ることがあります。気になることがある人もない人も、そんな気持ちについて先生とゆっくりお話してみませんか。

■日時・場所

- ① 1月23日（水）14時～15時30分、仮設住宅林田団地集会所

② 2月20日（水）14時～15時30分、仮設住宅頓田団地集会所

■講師

大江美佐里さん（精神科医師・久留米大学病院カウニングセンター長）

■参加費…無料

問 市健康課（☎ 22-8571）



九州森林管理局から 民有林の溪流・山腹斜面の復旧工事をしています

昨年の九州北部豪雨により被災した旧朝倉町と旧杷木町の民有林において、溪流および山腹斜面の復旧工事をしています。引き続き、関係機関と連携し、被災地の復旧・復興に向けて取り組んでいきます。

問 九州森林管理局治山課（☎ 096-328-3632）



▲ 山腹工施工状況（法面整形）
[県道甘木吉井線沿（杷木志波）]



▲ 溪間工（治山ダム）施工状況（コンクリート打設）
[市道山田黒川線沿（山田）]

図書館雑誌スポンサー紹介

文化・生涯学習課

市では、図書館が購入する雑誌の購入代金を事業主が負担することで、購入した雑誌（新刊）のカラーに事業主の事業広告を掲載できる「雑誌スポンサー制度」の取り組みを行っています。

平成30年度スポンサー一覧（敬称略）

《朝倉市土木建設業協会（甘木）》
「きよの料理」（中央館）、「きよの健康」（中央館）
《株式会社村上開明堂九州（鳥集院）》
「月刊自家用車」（中央館、あさくら館）
《甘木鉄道株式会社（甘木）》
「月刊ホークス」（中央館）
《株式会社廣八堂（日向石）》
「オレンジページ」（中央館）、「暮らしの手帖」（中央館）
《株式会社BCC（福岡市）》
「日経PC21」（中央館、あさくら館）
《株式会社九電工朝倉営業所（甘木）》
「クロワッサン」（中央館）、「じゃらん九州」（中央館）
《オガワ水管理工業株式会社（馬田）》
「婦人公論」（中央館）、「趣味の園芸」（中央館）



平成31年度の雑誌スポンサーを募集中
詳しくは、図書館ホームページ（「とりくみ」）→「朝倉市図書館雑誌スポンサー」を確認するか、お問い合わせください。
問 市中央図書館（☎ 22-3059）

《筑前あさくら農業協同組合（甘木）》
「家の光」（中央館）
《株式会社オークマ（菱野）》
「天然生活」（中央館）、「クワネル」（中央館）
《朝倉医師会1区会（宮野）》
「&Premium」はき館、「クワッサン」はき館
《住友生命保険相互会社久留米支社吉井支部（うきは市）》
「日経WOMAN」（中央館）

朝倉市消防団出初式

防災交通課

火災への出動から災害時の避難誘導や救助活動など、朝倉市の防災の中核として、地域に根ざしている消防団の勇姿をぜひご覧ください。
■日時：1月6日（日）10時～12時
■場所：原鶴分水路（サンライズ杷木、南側）



朝倉市消防団員募集中！
消防団は、市民の生命・身体・財産を守るため、日々訓練に努めており、地域住民から厚い信頼を得ています。市民の安全で安心な暮らしを守るため「自らの郷土を自らの力で守ろう」という消防団活動に参加しましょう。
問 市防災交通課（☎ 28-7554）

介護保険住宅改修等受領委任払い 取扱い事業者講習会

介護サービス課

住宅改修や福祉用具販売を行う事業者が、朝倉市内で介護保険住宅改修等受領委任払い取扱い事業者として登録するには、講習会の受講が必要です。※受講していない場合は、償還払いのみの取扱事業者となります。
■対象：新規登録および更新（有効期間が平成31年3月31日までの事業者）を希望する事業者
■日時：2月18日（月）・21日（木）10時～受付9時30分

※どちらか1回受講してください。
■場所：市役所本庁別館 第1・2会議室
■申込方法：市ホームページから申込書をダウンロードし、電子メールまたはFAXで、市介護サービス課給付育成係へ申し込む。
■申込期限：2月5日（火）17時（必着）
問 市介護サービス課給付育成係（☎ 28-7586 FAX 23-1536 kaigo@city.asakura.jp）

情報満載！
お知らせ
広場

お知らせ

■調理師業務従事者は就業届を提出してください

調理師法の規定に基づき、次の人は2年ごとに「就業届」を出すことが義務付けられています。

■対象：給食施設や飲食店、魚介類販売業、惣菜製造業で調理師免許を持って調理業務に従事する調理師

■届出方法：福岡県ホームページでの電子申請

■受付期間：1月4日（金）～15日（火）

※インターネット環境が無い場合、限り、届出用紙で届出ができます「郵送の場合は、1月15

日（火）までの消印有効

※届出用紙は、保健福祉環境事務所（保健所等）で配布（福岡県ホームページからもダウンロードできます）

問 福岡県北筑後保健福祉環境事務所 健康増進課（☎22-3964）

■子育て女性無料就業相談会

相談無料・事前予約制（相談日の前日12時まで）・秘密厳守。

■日時：1月24日（木）

■場所・時間

『うきは市民センター』9時30分～11時30分

《ピーポット甘木 第8学習室》

13時30分～15時30分
問 福岡県子育て女性就職支援センター（☎0942-387579）

講演・講座

■第4回リメイク教室リメイク教室

■内容：着物で化粧ポーチと小銭入れ作り

■日時：1月15日（火）～16日（水）10時～15時

※1日だけの参加はできません。

■場所：サン・ポトリサイクル工房内

■定員：15人（先着順）

※前回受講した人は受講できません。

■費用：材料代500円程度

■申込期間：1月7日（月）8時30分～

■申込方法：サン・ポトリサイクル工房へ電話で申し込む。

問 サン・ポトリサイクル工房（☎23-1590）

■福岡共同公文書館公開講座「はじめてのくずし字講座」

テキストや辞書の選び方と使い方、仮名文字資料の解説実習など、くずし字の基礎を学びます。

■日時：2月5日（火）・19日（火）（2回講座）14時～16時／受付13時30分

■場所：福岡共同公文書館2階研修室（筑紫野市上古賀1-3-1）

■参加費：無料

■定員：40人（要申込）

■講師：荻野寛美さん（福岡共同公文書館相談員）

イベント

■朝倉で楽しむ日本のお雑煮

朝倉郡域の「蒸し雑煮」のように、全国にはさまざまなお雑煮があります。お雑煮ごぼれ話を聞きながら、各地のご当地お雑煮を食べ比べてみませんか。

■日時：1月30日（水）14時～15時30分

■場所：ピーポット甘木調理実習室

■講師：粕谷浩子さん（お雑煮研究者）

■参加費：500円

■申込方法：市商工観光課へ電話で申し込む。

朝倉市郡ひとの動き
平成30年11月30日現在

	朝倉市	筑前町	東峰村
人口	53,529	29,663	2,135
前月比	-21	24	-6
男性	25,296	14,213	990
女性	28,233	15,450	1,145
世帯数	21,347	11,110	871
前月比	7	18	1

今月の納税（普通徴収）等
市県民税（4期）
国民健康保険税（7期）
後期高齢者医療保険料（7期）
介護保険料（7期）



■申込締切：1月24日（木）
問 福岡共同公文書館（☎092-9196166）

相談コーナー1月1日～1月21日

市役所（☎22-1111）

■家庭児童・母子相談（市子ども未来課）
土・日・祝日以外毎日、8時30分～17時15分
各支所へ事前予約すれば支所で相談に応じます

■農地相談（朝倉支所）
15日（火）13時～15時

■消費生活相談（消費生活センター☎52-1128）
土・日・祝日以外毎日10時～16時

ピーポット甘木

■心配ごと相談（社協☎22-7834）

8日（火）13時～16時

■行政相談（市人事秘書課☎22-1117）

15日（火）13時～16時

■法律相談（社協、予約制☎22-7834）

7日（月）・21日（月）13時～15時

■司法書士相談（社協、予約制☎22-7834）

10日（木）13時～15時

■障害者無料相談（市福祉事務所、予約制☎22-1111）

17日（木）13時30分～16時

福岡法務局朝倉支局

■人権相談（法務局☎22-2455）

9日（水）13時～16時

朝倉老人福祉センター（社協）

■心配ごと相談・人権相談（☎52-0154）

15日（火）13時～16時

杷木老人福祉センター（社協）

■心配ごと相談・行政相談（☎63-3543）

9日（水）13時～16時

杷木支所

■障害者無料相談（市福祉事務所、予約制☎22-1111）、

16日（水）13時30分～16時

北筑後保健福祉環境事務所

■エイズ・クラミジア・梅毒・淋菌の相談・検査、B型・C型肝炎相談・検査（予約制☎22-4190）

7日（月）・21日（月）9時30分～10時30分

■こころの健康相談（予約制☎22-3965）

8日（火）・15日（火）13時～15時

朝倉商工会議所

■法律相談（予約制☎21-2624）

9日（水）・11（金）・15日（火）・18日（金）13時30分～17時（予約後、市人事秘書課で紹介カードを発行）

■年金相談（予約制☎092-552-6118、6112）

9日（水）10時～15時

朝倉市教育支援センター

■教育相談（☎22-3399）

土・日・祝日以外毎日9時～16時30分

電話相談

■無料建築相談（取次☎22-1859 内線527）

11日（金）13時～16時

（甘木朝倉建築設計協会の相談電話番号を紹介）

■あさくら女性ホットライン（☎092-513-7337）

土・日・祝日以外毎日、10時～17時

■妊婦さん・赤ちゃん・子ども・思春期電話相談（☎092-642-0110）、

年末年始以外毎日、9時～17時30分

■養育費電話相談（☎092-584-3931）

平日、9時～16時

コスモスプラザ保健館（筑前町）

■人権相談（筑前町社協☎42-4555）

11日（金）・18日（金）13時30分～16時

●朝倉市役所（代表）☎22-1111 FAX 22-1118

募集します

■アカアフエスティバル2019参加者募集

水泳記録会に参加しませんか。



▲粕谷浩子さん

■申込期間：1月4日（金）～18日（金）
問 市商工観光課（☎521428）

■日時：2月24日（日）受付8時～開会式8時45分

■場所：朝倉市甘木B&G海洋センター

■参加資格：12・5歳以上泳げる人

■参加費：1種目310円（1人2種目まで）

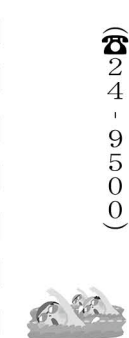
■定員：300人（先着順）

■申込期間：1月5日（土）～27日（日）16時まで

■申込先：朝倉市甘木B&G海洋センター

※詳しくはお問い合わせください。

問 甘木B&G海洋センター（☎24-9500）



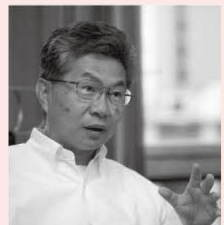
第37回 朝倉地区
人権・同和教育研究会

1月19日（土）
開場12時30分～
開会13時30分～
ピーポット甘木
大ホール

■内容

・第3回人権・ふれあいフォトコンテスト表彰式

・講演会（14時～15時30分）



《講師》奥田 均さん
（近畿大学・人権問題研究所教授、
部落解放・人権研究所代表理事）
《演題》
「今日の部落差別のカラクリをひもとく
～部落差別解消推進法について学ぶ～」

■費用等…入場無料、手話通訳・要約筆記あり、無料託児あり（要予約）

人権パネル展も同時開催（場所：2階ホワイエ）

①「私たちの暮らしと人権」

～人権啓発冊子カレンダー「ひらけ未来に」の取り組み～

②「人権の花運動」

～朝倉地区人権擁護委員協議会の取り組み～

③第3回人権・ふれあいフォトコンテスト入賞作品展

問 朝倉地区人権・同和教育推進連絡協議会事務局（☎52-1182）

診療のお知らせ
1月1日～1月14日

●休日当番医
※診療時間…9時～17時

◆1月1日(火・祝)
・朝倉健生病院
(外科系/甘 木☎22-5511)

◆1月2日(水)
◎甘木中央病院
(外科系/甘 木☎22-5550)

◆1月3日(木)
・香月病院
(外科系/下 浦☎22-6121)

◆1月6日(日)
・あさひクリニック
(内科系/筑前町☎092-919-0808)

◆1月13日(日)
・朝倉健生病院
(外科系/甘 木☎22-5511)

◆1月14日(月・祝)
・たかせ小児科医院
(内科系/来 春☎21-1146)

◎の医療機関で午前中のみ特定健診を受けることができます。事前に電話予約をし、当日は朝食をとらずに受診してください。急患対応中や感染症の流行時には特定健診を実施できない場合があります。

●歯科休日急患診療
※診療時間…9時～15時

◆1月1日(火・祝)
・富田歯科医院
(甘 木☎23-2588)

◆1月2日(水)
・井上歯科診療所
(筑前町☎42-4832)

◆1月3日(木)
・むらおか歯科医院
(一 木☎24-8861)

◆1月6日(日)
・石井歯科医院
(甘 木☎22-3097)

◆1月13日(日)
・辻歯科医院
(甘 木☎22-6438)

◆1月14日(月・祝)
・池本歯科医院
(筑前町☎23-0173)

※変更になることがあります。電話で確認して来院してください。



健康と福祉のページ
health

介護予防サポーター養成講座

市では、自分や家族の健康維持に役立つ介護予防の知識や運動方法について学ぶ講座を開催しています。修了者には認定証を発行します。また、「介護予防サポーター」として、市の介護予防事業を支援することができます。

■内容…講義と実技の受講が必要です。

《講義》4回
※月1回開催。何月から参加しても構いません。

《実技》8回
※講義と並行して市の通所型サービスで実施(日程は申し込み後調整)。

■期日…1月16日(水)、2月13日(水)

※以降は決まり次第ホームページなどでお知らせします。

■時間…14時30分～16時30分

■場所…朝倉地域生涯学習センター 研修室

■対象…市内在住の60歳以上の人で介護予防サポーターとしての活動が可能な人

■参加費…無料

■申込方法…市介護サービス課高齢者支援係へ電話で申し込む(随時受付)。

問 市介護サービス課高齢者支援係 (☎28-7590)

平成30年度 介護予防普及啓発事業
「健康長寿に向けた60代からの生きがい就労のすすめ」

住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けるためのライフプランについて学ぶ講座です(昨年度実施したセミナーと同じ内容です)。

■日時…2月5日(火)13時～16時30分

■場所…ピーポート甘木 第4学習室

■内容…《講師》松尾 洋さん(熊本大学非常勤講師)

■対象…60歳以上の人

■定員…40人(先着順) ■参加費…無料

■申込方法…市介護サービス課高齢者支援係へ電話で申し込む。

■申込期限…2月1日(金)

問 市介護サービス課高齢者支援係 (☎28-7590)

朝倉地域休日夜間急患センター(来春)
☎23-0077(朝倉医師会病院内)

○受付時間
《平日》内科・外科18時～翌日8時、小児科19時30分～23時
《土曜日》内科・外科12時30分～18時、19時30分～翌日8時、小児科17時～23時
《日・祝・年末年始》内科・外科9時～12時、14時～18時、19時30分～翌日8時、小児科9時～12時、14時～18時、19時30分～23時

小児救急医療相談(聖マリア病院)
☎0942-37-6116
携帯短縮 #8000
※開設時間…19時～翌日7時(23時以降は民間の健康相談事業者が対応)

小児の救急医療に関する相談と、夜間診療の情報提供。

福岡県救急医療情報センター
☎092-471-0099

24時間体制で救急病院を紹介。

子育てインフォメーション
問い合わせ・予約 健康課(☎22-8571)

母子健康手帳交付
《健康課》月～金(祝日を除く)
8時30分～17時
《杷木支所》1月17日(木)
9時30分～11時30分
※①妊娠届出書②マイナンバーの通知カード、または個人番号カード③免許証等の本人確認ができるもの(個人番号カード提示の場合は不要)を持参。

●母子健康手帳交付
離乳食を始める皆さん、参加してみませんか?
●日時・場所 1月24日(木)
10時～12時、ピーポート甘木 保健福祉センター
●対象 生後4カ月～6カ月の乳児とその保護者(先着順14組)
※17日(木)までに要予約。母子健康手帳、筆記具、エプロンを持参。

マタニティクラス(母親学級)
ママと赤ちゃんのための食事について。調理実習・試食あり。

●日時・場所 1月29日(火)
9時30分～12時、ピーポート甘木 保健福祉センター
※25日(金)までに要予約。母子健康手帳・筆記具・エプロンを持参。

ここにこども相談
ことばや行動、発達について、専門のスタッフが相談を受けます。

●日時・場所 1月22日(火)
9時30分～12時、ピーポート甘木 保健福祉センター ※要予約

子育てほっとサロン
つといの広場
1月の行事予定
■開設日時…毎週火曜日～金曜日10時～15時
■場所…旧寿楽荘内(堤)

日時	1月8日(火) 10時30分～11時
内容	七草
日時	1月15日(火) 10時30分～11時
内容	モグラ打ち
日時	1月22日(火) 10時30分～11時30分
内容	ベビーマッサージ
日時	1月31日(木) 10時30分～11時30分
内容	鬼の面作り

※この他のイベントについては、直接お問い合わせください。
問 朝倉市子育てほっとサロン・つといの広場(☎080-6439-1851)

子育て応援ファミリーサポート
子育てを頑張っている「お父さん、お母さん」子育て応援ファミリーサポートを活用しませんか?
問 同サポートセンター(旧寿楽荘内☎24-0055)

シリーズ
人権
部落差別解消推進法の意義について考えよう

「部落差別解消推進法」(平成28年12月施行)の成立から2年が経過しました。この法律のポイントは、①現在もなお部落差別が存在すること②部落差別は、日本国憲法の理念にのっとり許されないもの・解消すべき重要な課題であることの2点です。どちらも、この法律の第一条の「目的」に明記され、部落差別の現実が存在することが社会共通の認識として確立されました。

そのような中、朝倉市では、九州北部豪雨災害が発生し、大混乱が続いていた平成29年7月21日に、ボランティア希望者と思われる若い男性から人権・同和対策課に電話があり、「部落地区に行きたくないの、その場所を教えてください。」という悪質な差別問合せ事象が発生しました。強い憤りと寂しさを覚えるとともに、現実として、部落差別が今なお身近に存在している

ことを実感させられました。部落問題は、日本の歴史的発展過程で人為的に形づくられた身分制度により、特定の地域の出身であることなどを理由に差別されるといった、日本固有の人権課題です。今までは、部落差別の存在の有無や、「寝た子を起すな」といった議論に多くの時間を費やしてきましたが、この法律では、その解消に向けた取り組みとして①「相談体制の充実(第4条)」②「教育及び啓発(第5条)」③「部落差別の実態に係る調査(第6条)」が求められています。

私たちは、部落問題などのさまざまな人権問題を、自分には関係ないこととして避けるのではなく、差別について正しく理解し、差別を「しない」「させない」「ゆるさない」行動をしていくことが大切です。

問 市人権・同和対策課(☎28-7861)

19 広報あさくら 2019.1.1 (平成31年)

18 広報あさくら 2019.1.1 (平成31年)